

面会緩和のお知らせ

これまで院内感染予防のため、面会制限をさせていただいておりました面会ルールを以下の通りに緩和いたします。

なお、今後も感染状況によっては、面会の制限内容を変更する場合がございますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

変更開始日

令和 8年 6月 1日 (月)

面会時間

毎日
14:00～19:00(最終受付18:30)
※予約不要

面会人数・時間

1回 3名まで 1時間以内

面会対象の方

小学生以上の方

その他

- ・面会でご来院の際は、必ず受付にお申し出ください。
- ・面会シールは右胸にお貼りください。

以下の方のご面会をご遠慮願います。

- ・発熱(37.5℃以上)、感冒(風邪)症状、嘔吐下痢などの症状がある方。
- ・同居される方に感染症の疑いがある場合。

院内にて感染拡大があった場合には、予告なく面会禁止とさせていただきます。
あらかじめご承知おきください。

**感染予防のため院内では手指消毒を実施し、
必ず不織布マスクを着用して下さい。**

面会の流れ

1

1階受付で
面会の受付をお願いします



2

病室へお進みください



3

面会



4

面会終了



5

退館



ご案内

- 面会受付票を記入し、面会シールを受け取り、**右胸にお貼りください**。
- 一度に面会できる人数は**一組3名まで**で、面会時間は**1時間以内**です。
- 面会受付票は当院ホームページから**ダウンロード**できます。
- 面会受付票に面会終了時間を記入して、スタッフステーションにある回収BOXに入れてください。
- **面会シール**を**1階受付**付近のゴミ箱へ捨ててお帰り下さい。



皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。



埼玉回生病院

埼玉回生病院 面会規程

1. 【目的】

本規程は、埼玉回生病院における入院患者への面会に関する必要事項を定め、十分な安全確保・感染対策に配慮しつつ、患者の尊厳を保持し、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2. 【基本方針】

当院は、入院患者とご家族等との交流が療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策やその他病院の運営上のやむを得ない場合を除き、面会を過度に制限しないこととする。

3. 【面会時間・面会人数・面会対象者】

- ・面会時間：毎日 14 時 00 分から 19 時 00 分まで（最終受付 18 時 30 分）
- ・面会人数：1 回 3 名まで 1 回の面会時間は 60 分以内
- ・面会対象者：小学生以上の方

※面会予約は不要

4. 【面会場所】

入院患者の病室内または食堂談話室

5. 【面会受付・手順】

- ① 1 階受付にて面会受付票を記入し、面会シールを右胸に貼る。
- ② 病室または食堂談話室にて面会を行う。
- ③ 面会が終了したら、面会受付票に面会終了時間を記入し、スタッフステーションにある回収 BOX へ入れる。
- ④ 面会シールを 1 回受付付近のゴミ箱へ捨てる。

6. 【面会中の遵守事項】

- (1) 入室前後に手指消毒を実施し、必ず不織布マスクを着用すること。
- (2) 酒気帯び面会は禁止。また病院敷地内での飲酒・喫煙も併せて禁止。
- (3) 病棟・病室内での飲食禁止。
- (4) 病院内で許可なく撮影・録音行為をしないこと。
- (5) 他の入院患者や職員に対して迷惑行為（暴言・暴力等）をしないこと。
- (6) 医療機器等への接触・操作。
- (7) 病院職員の指示に従うこと。

以上、面会者が規定に違反またはその恐れがあると認めた場合は、病院は直ちにその面会を中止することができる。

7. 【面会をご遠慮いただく場合】

- (1) 発熱(37.5℃以上)、感冒(風邪)症状、嘔吐下痢などの症状がある方。
- (2) 同居されている方に感染症の疑いがある方。

8. 【面会制限】

以下の場合には面会を制限・禁止する。

- ・感染症が院内又は地域で拡大している場合。

また、面会制限の際は病院からキーパーソンへ電話連絡を行い、ホームページに案内を掲載する。

9. 【面会の特例】

以下の場合には面会を認めることがある。

- (1) 主治医又は病院が必要と判断した場合
- (2) 病状説明
- (3) 終末期
- (4) 重症患者

10. 【周知方法】

本規程は以下の周知方法によって、患者、家族等の面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明（入院のしおり）
- (2) 院内掲示および病院ホームページ掲載

11. 【規程の制定および見直し】

本規程の制定及び改訂は、関係部署の意見を踏まえたうえで、管理責任者会議の承認を得て決定する。

附則

この規程は、2026年6月1日から施行する。